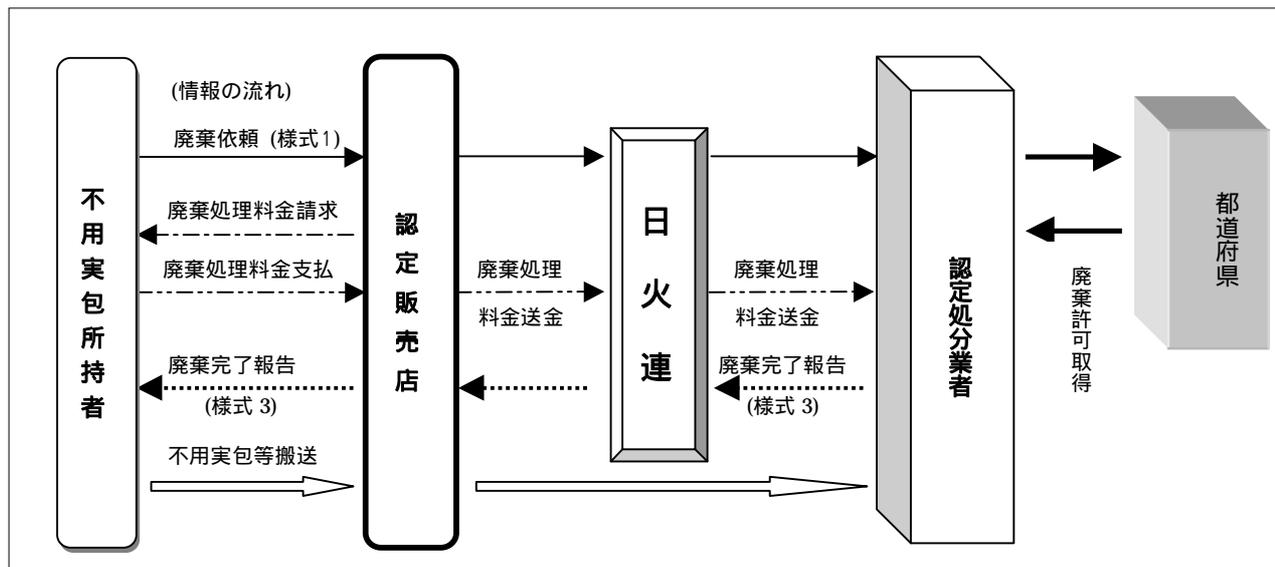
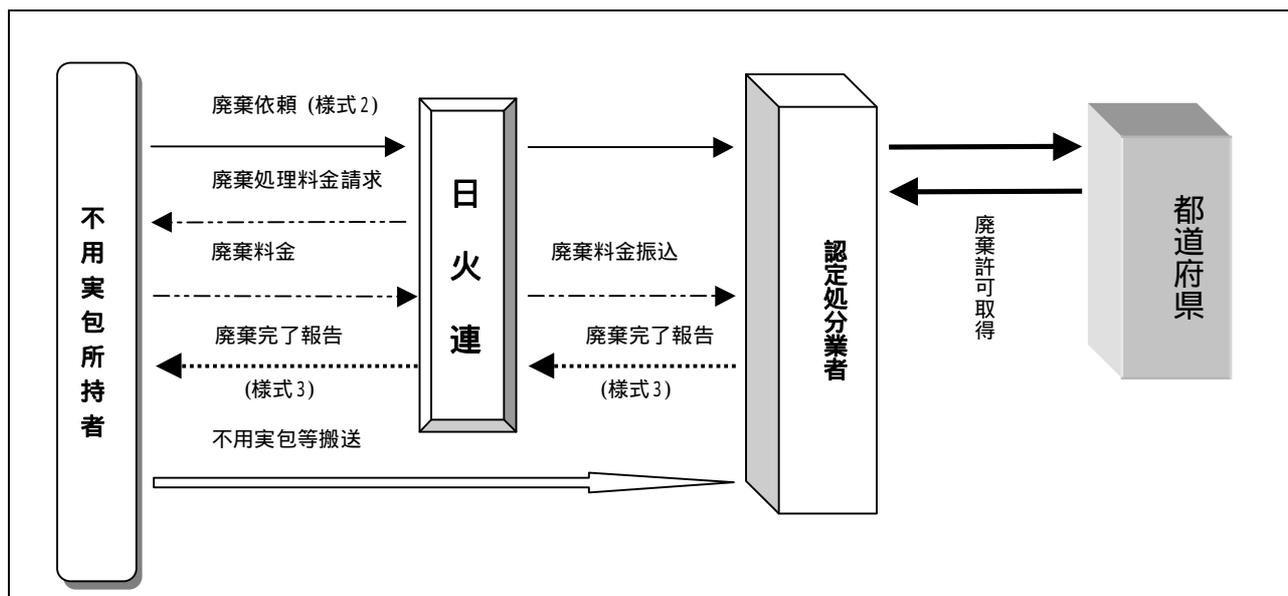


別表1 不用実包等廃棄までの流れ



別表2 不用実包所持者が居住する都道府県に認定販売店がない等、止むを得ない場合
(日火連広域認定制度運用規定第4条第4項)



日火連の行う広域認定制度による火薬類の廃棄は「火取法第2条第1項第3号イの銃用雷管、同号ロの実包、空包」(以下、不用実包等という。)です。日火連では平成19年4月1日より上記を「不用実包等」と呼称します。

なお、無煙火薬、黒色火薬は日火連広域認定では廃棄できません。

廃掃法の用語解説

1. 不用実包等所持者 排出事業者
2. 日火連 製造業者等(認定を受けた者)
3. 認定販売店(日火連傘下) 一般廃棄物の収集運搬に関し責任を有し行う者
(認定を受けた者から委託を受けて一般廃棄物の収集運搬を行う者)
4. 認定処分業者(日火連傘下) 一般廃棄物の処分を業として行う者
(認定を受けた者から委託を受けて一般廃棄物の処分を行う者)